

2012 年 9 月 10 日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 松下 和夫

ウズベキスタン国 ナボイ火力発電所近代化事業（II号機）  
（協力準備調査（有償））  
スコーピング案に対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2012 年 8 月 17 日（金）14:00～15:36
- ・場所：JICA 本部（会議室：1 階 112 会議室）
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、田中委員、二宮委員、松下委員、村山委員（石田委員はメール審議にて参加）
- ・議題：ウズベキスタン国 ナボイ火力発電所近代化事業協力準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：
  - 1) ウズベキスタン国 ナボイ火力発電所近代化事業（II号機）準備調査 環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ資料（スコーピング案）
  - 2) 環境影響評価（EIA）報告書（英文）
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月）

全体会合（第 28 回委員会）

- ・日時：2012 年 9 月 7 日（金）14:30～17:46
- ・場所：JICA 本部（会議室：229 会議室）

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

## **助言**

本助言のページや表は、いずれも事前配布資料（スコーピング案）のものである。

## **全体事項**

1. 「ウ」国の発電方法別エネルギー供給量の内訳、および将来の再生可能エネルギー導入の方針について関連資料や基本的考え方を整理して示すこと。
2. 過去に地震の実績がある場合は、事業対象地域の災害履歴を記述し緩和策を講じること。
3. 水処理設備の洗浄用排水 92.5m<sup>3</sup>/h の供給源を明示すること。

## **代替案の検討**

4. 冷却方式についての代替案検討を行うこと。
5. 代替案検討経緯について明記すること。

## **スコーピング案**

6. 既設（3,8号機）の廃止を考慮した部分とそうでない部分があるため、廃止と新設をセットにした評価を行うことを明確に示すこと。
7. 稼働期間における「河川水」の評価はN 正B程度としてもよいように思われるので、評価の妥当性について改めて検討すること。
8. 工事中の種々の環境影響に対して、十分な緩和策をとること。
9. 「雇用と生計」の項で、雇用の創出や起業などにより新たな雇用が生まれる方向性が示されているが、地元からの採用を優先するよう配慮すること。
10. 「地球温暖化」の項で、本事業により稼働時には二酸化炭素排出量は一定規模の削減が見込まれ、工事期間では建設機器の稼働等により二酸化炭素排出が予測されることから、稼働期間における正の評価「N」および工事期間における負の評価「N」について、再検討すること。
11. 表 4-2 の「追加調査項目」の項で、「工事中及び運転中の大気汚染、水質汚濁、騒音・・・」と、記述を加筆すること。

## **環境配慮（汚染対策、自然環境等）**

12. 2.2.2 附属施設の（1）アクセス道路に関する環境影響を確認し必要な緩和策を検討すること。
13. 事業対象地は、住宅地域も近接しており、現況においてすでに大気環境基準（最大許容着地濃度）も排水基準もオーバーしている状況がみられる。このような地域における事業であるだけに、より厳格な環境対策を考慮すること。
14. 表 3-4-1 において、事業後に SO<sub>2</sub> が増えた理由を確認すること。
15. 排ガス中の汚染物質の濃度規制の状況について確認し、規制値がある場合は IFC/WB EHS ガイドライン値との比較で問題がないことを確認すること。
16. 大気最大の着地濃度基準や水質の排出基準を超える排出がなされた場合の措置について確認すること。

17. 表 4-1 の二酸化炭素排出削減量の算定根拠を示すこと。また、本事業と CDM とのかかわりについて説明すること。
18. 排水に含まれる物質（溶存無機物、硫酸塩、マグネシウムなど）の中に基準値を大きく上回って検出されているものがあるので、その理由及び自然環境への影響について確認すること。
19. 3,8 号機の廃止に伴って、冷却塔ブロー排水に含まれる物質がどの程度削減されるか示すこと。
20. 発電所からの排水について、国際的に認められる基準を参考にしつつ、安全を確保できると思われる基準を提示し、相手国に提案すること。
21. 運転中の排水が環境にもたらす影響を低減できると記述した根拠を具体的に数字を挙げて記述すること。
22. 水質汚濁が水生生物に与える影響を調査し緩和策を提示すること。
23. 現状運行中の発電所が汚染源になっているという一般的状況を具体的に詳述し、新規建設である本発電所が環境負荷の低減につながるという点を具体的に記述すること。
24. 表 3-1-5 の既設排水口における排水基準について、排水口ごとに排出基準値が異なり、排水口個別に排水基準が定められているとの本文記述があるが、排水口ごとの排水基準を定める手続について確認すること。
25. 4.2 「スコーピング結果と追加調査一覧」の「重大な影響が想定される項目」のうち、「追加調査項目」については、シミュレーションにより大気ならびに騒音・振動の予測を行い、結果のクレディビリティ（信頼度、正確さ）について明記すること。特に、騒音及び振動については、立地点の位置から西側の直近に住宅地が広がっていることから、影響の程度について精査すること。
26. 4.2 「スコーピング結果と追加調査一覧」の「ある程度の影響が想定される項目」として整理されている自然環境への影響に関して、現地踏査や地域住民への面接調査などを検討すること。

### **社会配慮（住民移転等）**

27. 住民移転状況につき必要な確認と住民移転計画策定支援を十分行うこと。
28. 4.2 「スコーピング結果と追加調査一覧」のうち、住民移転の影響及び緩和策について、生計回復手段や移転先の候補地を含む具体的な調査項目を設定すること。特に、これまでの調査で非正規居住者が対象となっていない場合は、追加調査により非正規居住者の有無と影響緩和策を検討すること。

### **ステークホルダー協議**

29. 地域住民へのアンケート調査の質問項目、結果の概要について明記すること。
30. 環境影響評価説明会における、参加者の意見とそれへの回答内容について明記すること。
31. 2012 年の説明会において「反対は無かった」と一言のみで結論づけることには疑問がある。反対が無いという結果であっても、それがどのようなセッティングで出された結論かということは極めて大事である。はたして、参加者が自由にものを言える雰囲気であったのか。村という規模にしては、説明会参加者が 52 名というのは少なすぎないか。参加者の

中には、名誉職、行政当局者が含まれるであろうから、普通の住民の数はなおさら少ないのではないか。以上のことがらを確認のうえ改定すること。

32. 「ウ」国の住民参加の法律による定義と範囲を確認し明記すること。
33. 説明会と住民協議に関する「ウ」国での位置づけ、法律で定められている内容を確認すること。
34. 今後の調査のための TOR のうち、「(4) 関係規制当局への主な確認事項」ならびに「(5) 住民移転状況の確認」については、移転住民だけでなく非正規居住者等を含めた関係住民との協議の状況についても確認すること。

以 上